

子育て未来応援プラン「あしや」
芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画

実施状況・評価結果報告書

<平成27年度>

芦 屋 市

芦屋市民憲章

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

まえがき

本市では、これまで推進してきた「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とした「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」を、市民・学識経験者・保護者団体関係者などの代表者で構成された「芦屋市子ども・子育て会議」において策定いたしました。

現在、計画の基本理念である「みんなで育てる芦屋っ子」に基づき、子育て支援施策の取組を進めているところです。

この度、「芦屋市子ども・子育て会議」において、平成27年度実績についての評価をいただきましたので、その結果をまとめ、報告させていただきます。

目次

第4章部分 子ども・子育て支援施策の推進方策

子ども・子育て支援施策の実績報告（総括）	2
子ども・子育て支援施策の実績（担当課報告分）	4
重点事業と評価基準	15
重点事業の実績と評価	16

第5章部分 1. 教育・保育

教育・保育の評価基準	19
教育・保育の提供体制の確保の実績と評価	20

第5章部分 2. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業と評価基準	23
地域子ども・子育て支援事業の実績と評価	26

基本目標別評価まとめ

～第4章「重点事業」・第5章「地域子ども・子育て支援事業」～	33
--------------------------------------	----

第4章部分

子ども・子育て支援施策の推進方策

第4章部分については、13の施策の方向ごとに各事業の実施状況をまとめました。

また、次世代育成支援対策推進行動計画(後期)の総括結果を踏まえ、特に重点的に取り組むこととした「重点事業」についてのみ、実績報告と併せて事業評価を行いました。

第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告(総括)

【基本目標】

【施策の方向】

1. 家庭における子育てへの支援	(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備	2～4歳対象の「あそぼう会」子育て情報については、広なる情報提供に努める。
	(2) ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立支援に親家庭の就労支援にも力を今後も継続して実施していく
	(3) 子育て家庭への経済的支援	窓口での説明, ホームページ 今後も国, 県, 阪神間におけ
	(4) 親と子どもの健康の確保	母子健康手帳交付時に保健子どもの健診や予防接種に今後もケースに応じた丁寧
	(5) 子育ての悩みや不安への支援	子育てセンターを中心に事子育て支援員については実
	(6) 要保護児童への支援	虐待発生の未然防止への応を実施している。今後も引
2. 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	(1) 就学前教育・保育の体制確保	子どもの健やかな成長のための教育・保育, 図書館事業にまた, 保護者の教育・保育ニ
	(2) 小学校への円滑な接続	小学校との連絡会の実施, 交流できる機会を持ち, 連携 今後は地域, 家庭との連携
3. すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1) 地域における子どもの居場所づくりの推進	放課後の校庭や校舎内を利を展開し, 施設の有効活用各課とも保護者のニーズに
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進	ハード面では道路, 公共施設 守りパトロール等も継続して地道な継続により関係機関
	(3) 配慮が必要な子どもとその保護者への支援	支援を実施するにあたり, 向上を図ったり, 保護者の気
4. 仕事と子育ての両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	土曜日のイベント開催, 父親では, 保護者のニーズに対
	(2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備	円滑な復職を支援する取組 な相談に応じることで支援を 会や他市関係機関とも協働

【総括】

を始めるなど、子育て世帯を対象にした事業やイベント等、多様化するニーズに対応しながら充実させて実施している。報紙やホームページ以外でもアプリなど様々な手段を用いて発信しているが、より多くの市民に情報が行きわたるよう、今後も更

について、関係課同士の連携体制を維持し、漏れがないよう制度を周知し対象者に適用している。経済的支援だけでなく、ひとり入れて実施するなど、生活支援を含む総合的な自立支援を推進することができた。

ジ、案内(パンフレット)の配布等で対象者への周知や支給漏れがないよう、各課で丁寧に対応している。る動向を注視しつつ、支援の充実と漏れのない丁寧な対応を継続していく必要がある。

師等との面談を実施したり、妊娠期における相談や保健指導を充実させることで妊娠期の支援に努めた。出産後の訪問、相談、についてもきめ細かに案内・実施をし、関係課とも連携の上、妊娠期から安心して子育てができるような支援を進めることができた。な対応に努める。

業参加の保護者に対して職員が積極的に話しかけるなど、個々に応じた相談支援や情報提供を実践している。施に至らなかったが、今後、活用方法等の具体的な検討を進める必要がある。

取組、問題の早期発見、教育相談等では関係機関と連携し、事態の悪化を防ぐべく各課とも個別ケースへの迅速かつ丁寧な対応、子どもの人権保護のため、迅速な対応、専門家による相談体制、関係機関同士の連携等、支援の充実を努める。

め、職員の人材育成等の取組や施設間・地域間交流などの取組を充実させたり、幼いころから読書に親しめるような取組も日々において工夫をしながら進めている。一ズに対応するため、認定こども園等の整備により、提供量の確保に努める。

接続期カリキュラム「理論編」の策定など、小学校への円滑な接続を目指して取組を進めた。同じ小学校区の就学前子どもがの在り方等についても職員間の認識を深めることができた。も含めた更なる取組を実施していく必要がある。

用するあしやキッズスクエアの開始や体育館・青少年センターのキッズスペースの改修等、各課様々な公共施設を利用した事業のための取組として、施設開放や貸館事業を積極的に行っている。対応できるよう居場所づくりを工夫、検討しながら今後も事業の推進に努める。

設等において、子どもが安心・安全に利用できるよう整備を実施した。ソフト面においても、交通安全対策、防災対策、日々の見実施している。や地域住民の協力の下、充実した取組となっているため、今後も継続して実施していく。

関係機関同士の情報共有、連携を密に行い、各課が連携することで個々のケースに対応してきた。また、対応する職員のスキル持ちに寄り添った支援を実施できるよう取組を進めた。支援には信頼関係が必要であり、今後もきめ細かな対応に努める。

主体の事業企画など、男性の育児参加の意識啓発に積極的に取り組んだ。仕事と子育てが両立できるような環境の整備について提供する提供体制の確保に引き続き努めていく。

として、子育て推進課に保育コンシェルジュを設置し、今までの保育所入所相談に加え就学前施設の案内等、多岐にわたる様々な拡大することができた。今後も各施設等の情報収集を行い、支援の充実を努める。また、雇用者に対する啓発については、商工して取組を進めていく。

第4章 子ども・子育て支援施策の実績(担当課報告分)

基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで気軽に子育て中の保護者と子どもが集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 児童センター	乳幼児を対象とした親子で遊べる自由来館制の「あそびひろば」や「うさぎひろば」などの事業を定期的に実施し、親子で仲間作りができる場を提供。また、各種講座等の案内、チラシの手渡し、声掛けなども来館者に積極的に行っている。今後の課題として、各機関との連携及び子育て情報の共有が円滑にできるような取り組みが必要である。
実施事業	「子育て情報の提供」、「子育て講演会、講座」、「母親同士の交流」、「児童センターにおける子育て支援」
2 子育て推進課	分かりやすい情報提供のため、保育施設等の入所状況や待機児童に関する情報をホームページに掲載し、窓口においても来庁者のニーズに合わせて認可外施設等多様なサービスを案内してきた。また、公共の場所でイベントの告知を行い、保育所間でもイベント開催情報を共有するなど情報発信の方法も検討した。今後も必要な情報を提供できるよう引き続き情報発信に努める。
実施事業	「子育て情報の提供」、「保育所における地域子育て支援」
3 子育て推進課 (こども担当)	子育てサポートブックを新たに発行し、母子手帳交付時や転入時に配布し、妊娠期からの情報提供に努めた。また、市ホームページに子育て行政情報「子育てタウンわくわく子育て」のサイトを掲載し、アプリによる情報発信を行った。今後より多くの方に利用いただけるよう更にアプリの内容を充実させる必要がある。 具体的な事業としては、子育て支援センターを拠点に、子育てセンターや家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター事業を実施。また、保健福祉センター内の運動室で2歳から4歳を対象にした「あそぼう会」を実施した。また、新たに「あい・あいる一む」を潮芦屋交流センターでも実施したり、0歳児対象の「カンガルークラブ」の回数を増やすなど、拠点以外にも子育ての場を設けることで地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりの拡充を行った。今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の充実を図っていく。
実施事業	「子育て援助活動支援事業」、「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「子育て情報の提供」 「ふれあい冒険ひろば」、「子育て講演会、講座」、「こどもフェスティバルの開催」、「子育て支援センター」 「あい・あいる～む」、「地域子育て支援拠点事業」
4 健康課	ホームページ・まちナビ・広報あしや・子育てサポートブックによる情報提供を行った。これまでも乳幼児健診や訪問などを通じて、乳幼児向けの事業・遊び場・各種相談や、子どもの育ちに関すること・乳幼児への関わり方等について情報提供を行ってきたが、今後も必要な方に必要な情報を届けられるよう、更なる情報提供の工夫に努める。
実施事業	「子育て情報の提供」
5 管理課	公立幼稚園における預かり保育や私立幼稚園就園奨励費等の子育て支援に係る情報をホームページ等で周知した。今後も、市民の方から問い合わせのあった内容をホームページへ反映させる等、広報の充実に努めたい。
実施事業	「子育て情報の提供」
6 学校教育課	学校教育課のホームページ、各幼稚園のホームページ、広報あしや、掲示板を利用し、未就園児交流会、3歳児親子ひろば、オープンスクールの開催の案内をした。今後、芦屋市子育て応援サイト・アプリの利用ができるようにし、広く情報提供できるようにする。
実施事業	「子育て情報の提供」
7 青少年育成課	今後も広報紙、ホームページ等において子育て情報を提供していく。 ケーブルテレビを利用して27年度から実施しているキッズスクエアの情報を提供していく。
実施事業	「子育て情報の提供」
8 公民館	27年度は、業務委託により毎回異なるテーマで家庭教育セミナーを実施し、子育てに関する多様な知識を深める機会を提供した。28年度も前年度に引き続き、事業委託により家庭教育セミナー等を実施していく。
実施事業	「子育て講演会、講座」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	図書館	市・図書館のホームページや広報、図書館報等を通じて、子育て関係の情報発信を行った。 また、乳幼児とその保護者を対象とした絵本の会の実施や、健康課と連携し、ブックスタート事業として親子向けの読み聞かせと赤ちゃん絵本のブックリスト配布等を行った。今後、子育てに関する資料整備やレファレンス [※] 等で子育て支援の充実を図っていく必要がある。
	実施事業	「子育て情報の提供」、「図書館における子育て支援」

※レファレンス:職員が情報を求めている利用者に対して、必要な資料や情報を探し出し、提供する活動

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向2	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	社会福祉課	これまでも「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。 引き続き、関係課(子育て推進課こども係)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	生活保護 母子加算 保護受給開始の際に聞き取りを行い、最低年1回の訪問を行うことによって世帯状況を把握し、支援に漏れが無いよう制度の周知を継続して行っていく。今後も加算の計上に漏れの無いよう努める。
	実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	子育て推進課 (こども担当)	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付相談、ファミリー・サポート・センター利用料金助成などを継続実施した。また、自立支援プログラム策定事業により、高等職業訓練促進給付金の受給者が増えるなど、就労支援にも力を入れた。また、「白菊会」の母子部が活性化するよう事業の促進支援を行った。さらに今後も対象者への事業の周知と就労支援に努める必要がある。
	実施事業	「母子・父子家庭相談」、「ひとり親家庭の就労支援援助」、「ひとり親家庭に対する経済的支援」、「ホームヘルプサービス」 「芦屋市白菊会活動への支援」
4	住宅課	平成27年度は18世帯に対し、ひとり親家庭の加点を行った。 今後も市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭の加点を行うことで、子育て支援や生活支援、経済的支援等の総合的な支援に努める。
	実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向3	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	保険課	出産育児一時金制度について、「国保あんない」やホームページに掲載している。現在は直接支払制度により出産した医療機関にて手続きが完結するケースがほとんどであり、また、出生による国民健康保険の加入手続き時にも、窓口にて制度の利用漏れがないことを確認している。今後も引き続き制度の利用漏れがないよう周知していく。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」
2	社会福祉課	これまでも「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。 引き続き、関係課(市民課や障害福祉課)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」、「障がい児(又は養育する親)に対する援助」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
3	障害福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の取得・窓口での交付時に、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当支給の可能性のあることを説明し、可能な限り早急に手当が受給開始されるよう手続方法について案内を行っている。また各種障害者手帳の事務処理担当者と各種手当の事務処理担当者が連携することにより、支給対象となる可能性のある児童をできる限り漏れのないように把握できるよう努めている。さらに特別児童扶養手当については事務処理マニュアルを作成し、課内全体の手当制度の周知・理解に努めているところである。今後については、障害児福祉手当を含む市支給の手当についても事務処理マニュアルを作成し、課内での手当制度へのさらなる理解を高め、より多くの手当支給の対象となる可能性のある方へ案内を行えるよう努める。
	実施事業	「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
4	子育て推進課	第2子以降の保育料の軽減、ひょうご多子世帯保育料軽減事業及び実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育てに係る経済的不安感の軽減を図った。今後も継続して実施していく。
	実施事業	「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
5	子育て推進課(こども担当)	児童手当、児童扶養手当について、出生、転入、新規の申請時に窓口にて制度、受給条件等を説明し、ホームページに掲載するなど、手当の周知と支給漏れのないように努めている。引き続き手当の適正な支給を継続して行う。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」、「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
6	健康課	上限5,000円×14枚の妊婦健康診査の受診券は1,052名の方が、償還払いは227名の方が利用した。平成28年度からは妊婦健康診査費用の助成金額を上限70,000円(5,000円×14枚の助成券)から86,000円(5,000円×14枚の助成券に2,000円×8枚の助成補助券)に拡充することで、経済的支援の充実を図る。また、未熟児訪問については18名に対して実施、未熟児養育医療は16名に対して適用し、今後も引き続き該当者には漏れのないよう実施していく。
	実施事業	「妊婦健康診査」、「未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付」
7	住宅課	平成27年度は24世帯に子育て世帯の加点を行った。今後も市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯の加点を行い、経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう住宅施策における支援を継続する。
	実施事業	「若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居」
8	管理課	下記の通り実施した。今後も国・県の動向を注視しながら、利用者に対する援助を実施する。 ○第2子以降の保育料の軽減:第2子 半額, 第3子以降 無償 ○私立幼稚園就園奨励費補助金:認定件数 314件 ○就学奨励費:認定件数 小学校 388件 中学校 285件 ○朝鮮人学校就学補助金 認定件数 4件 ○実費徴収に係る補足給付事業 認定件数 2件
	実施事業	「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
9	青少年育成課	昨年度、一定の所得以下の世帯等の123人に留守家庭児童会の育成料の減額、免除を行った。今年度も引き続き一定の所得以下の世帯等に、留守家庭児童会の育成料の減額、免除を行う。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向4	親と子どもの健康の確保
施策の方向性	関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	健康課	育児相談参加延べ人数1453名、赤ちゃん訪問戸数は698戸、こどもの相談の利用者は精神科医師が延べ43名、からだの相談が延べ43名、心理相談が延べ77名、4か月児健診の受診者数は715名、10か月児健診の受診者数は706名、1歳6か月児健診の受診者数は742名、3歳児健診の受診者数は776名。 妊産婦相談に加え、平成28年1月より開始した、母子健康手帳交付時に保健師等による全件面談を実施。相談事業を定着させ、妊娠期の保健指導を充実させた。乳幼児健康診査等の各種事業ごとに支援を必要としている方を把握し、安心して育児を行うことができるよう、相談やサービスへのつなぎを行い、妊娠から出産・子育て期にわたり切れ目のない支援を実施していく。定期予防接種については、きめ細かな情報を発信し、接種率向上を図る。
	実施事業	「妊産婦健康相談」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「乳幼児健康診査」、「保健センターによる育児相談」、「こどもの相談」、「親と子どもの健康教育」、「アレルギーに対する事業」、「定期予防接種事業」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
2	市立芦屋病院	妊産婦支援として両親学級及びおっぱい相談を実施した。今後も定期的にも実施する。医療相談については、他に育児の相談を受け付ける施設があることから、病院での医療相談に至るケースが少ないと見込まれるものの、医療機関の相談窓口として引き続き実施する。
	実施事業	「市立芦屋病院による育児支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性 身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。また、新たに子育て支援員を配置し、体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。			

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課 (こども担当)	子育てセンター事業などで、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。今後複雑な相談内容が増えてくるため、相談員の知識や経験の向上に努めていく。
	実施事業	「子育て支援センターにおける子育て相談」
2	子育て推進課 (新制度推進担当)	新たに子育て支援を担う人材の育成と確保を目的とした研修については、研修終了後の具体的な活用方法が未確定であることから、平成27年度中の実施には至っていない。子育て支援員の活用について、スタッフ増員が可能か等の課題があり、関係課とは引き続き協議が必要である。今後は行政内部だけではなく市内の子育て支援団体等とも連携し、子育て支援体制の充実を図れるよう、子育て支援員の活用に向けた具体的な検討を進める必要がある。
	実施事業	「子育て支援員の育成、確保」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向6	要保護児童への支援
施策の方向性 子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。			

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課 (こども担当)	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図ってきた。今後も関係機関との連携を密に取り、支援を行っていきとともに、虐待の発生を未然に防ぐよう、予防的な相談対応を充実していく。
	実施事業	「家庭児童相談」、「要保護児童対策地域協議会」
2	学校教育課	専門カウンセラー、電話相談員を配置し、電話、面接による相談を実施した。専門知識を持つ相談員と話をすることで、相談者が安心感を持って話すことができている。また、専門カウンセラー、電話相談員と、学校、教育委員会が連携を密にすることで、その後の指導を円滑に進めることができた。今後も連携体制を整え、指導の充実に努める。
	実施事業	「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3	打出教育文化センター	電話相談では、指導主事が対応し、当該校と連携して、今後の教育相談方針を考えていった。教育相談面接では、臨床心理専門の教育相談委託員を委託し、保護者との面談相談、幼児・児童との遊びによる面談を行っている。学校園、子育て推進課等の様々な課から紹介されたケースについて、保護者の悩みを支援、寄り添えるようにしている。子育ての専門機関(芦屋市カウンセリングセンター、適応教室、子育て推進課、子育て推進課家庭児童相談員、愛護センター、特別教育支援センター等)と連絡会議を持ち、連携を図った。
	実施事業	「教育相談」

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	<p>地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。</p> <p>その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課	就学前教育・保育の質を向上するため、教育・保育施設間で連携・交流し、地域においては、中高生やお年寄りとの交流を年間を通して行った。また、交流を通して、幼稚園教諭・保育士の人材育成や資質の向上に努めた。今後も連携に努める。
	実施事業	「一時預かり事業」、「地域型保育事業」、「教育・保育施設における地域との世代間交流」 「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」、「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」、「子どもの読書のまちづくり事業」
2	管理課	公立幼稚園全園において、預かり保育を実施した。(年間のべ利用者数 21,904人) 全園平均で1日あたり12.3人の利用があり、平成26年度の11.5人を上回る利用があった。 平成28年度以降も引き続き預かり保育事業を実施していく。
	実施事業	「一時預かり事業」
3	学校教育課	幼稚園では、地域の高齢者から七夕飾りを教えていただく活動や、地域の老人ホームとの交流、地域の子育て世代への施設開放等を進めてきた。保育所と幼稚園との交流では、子どもたちが一緒に遊ぶ機会をもってきた。また、互いの研究会を公開し、研修会には私立幼稚園、保育所(園)にも参加を呼びかけ、共に学ぶ場を作ってきた。「子ども読書のまちづくり推進事業」では、絵本の読み聞かせに日々取り組み、保護者も参加できる機会もつくってきた。今後も、就学前教育の充実を目指し、様々な交流・連携を通して取り組みを進める。
	実施事業	「一時預かり事業」、「教育・保育施設における地域との世代間交流」、「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」、「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 「子どもの読書のまちづくり事業」
4	図書館	定例行事の「こどもおはなしの会」、「親子で楽しむおはなしの会」に加えて、平成27年度は、夏休み期間中に「怖くて楽しいおはなしの会」を実施した。これらの事業は、今後も継続していく予定である。 また、事業を充実させ、子どもの健やかな成長を支援していくにあたり、ストーリーテリングや児童書についての知識・研鑽が必要であるため、担当職員、ボランティアの育成が課題である。
	実施事業	「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	<p>小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。</p> <p>また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組みます。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課	小学校への円滑な接続が行えるよう、小学校との連絡会を18回実施したものの、意識の違いがある。今後も連絡会の開催等、子どもを中心に一緒に考えていけるような関係づくりを進めていくとともに、接続の重要性について意識を高めるよう周知を行う必要がある。 また、質の高い教育・保育を提供できるよう芦屋市就学前カリキュラムを踏まえ実際の保育所の年間計画を作成し、公立保育所の日々の保育で実践していった。さらに、私立保育園に対しても周知に努める。
	実施事業	「小学校との連携」、「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」
2	学校教育課	幼児期と児童期の円滑な接続について、精道小学校区の就学前施設をモデル校にし研究を進めてきた。幼稚園、保育所の公開保育を通じた研究会や、講師を招いて就学前施設と小学校との学びのつながりや子どもが感じる環境の違い、また、連携の在り方等について学ぶ機会をもち、1年間の取組を接続期カリキュラム「理論編」としてまとめた。今後は、「実践編」を新たに作成し、活用していくことで、円滑な接続ができるよう取り組む。
	実施事業	「小学校との連携」、「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	広報国際交流課	親子が集えるあい・あいる一むの開催場所として、潮芦屋交流センターを月1回提供した。また、子育てグループのプレスクールやリトミックなどでの利用があった。さらに平成28年10月から子育てのひろば事業の開催場所として利用が予定されており、子育て支援の場として潮芦屋交流センターの指定管理者に協力をいただいている。今後も、指定管理者と調整しながら、子どもの居場所づくりを進める。
	実施事業	「公共施設の有効活用」
2	市民参画課	市民活動フェスタで、子ども向けの催しを実施するとともに、子育て支援団体が市民活動センターを利用し、子ども向けの教室を実施した。今後は、市民活動センターにおいて、子ども向けの企画を、さらに増やしていく予定。平成28年8月に「わくわくスペシャル」と題して夏休みの宿題をサポートする催しや、平成28年6月11日市民活動フェスタにおいて実施した「若手弁護士と学ぶ社会と法」というプログラムを、子ども向けでも開催するよう検討している。また、平成28年度、市民活動センターが中心となり、「あしや子ども笑顔ネット」を立ち上げ、市内の活動団体と共に子育て支援に関して、新規事業を検討していく取組を始めた。
	実施事業	「地域における子育て支援活動」、「公共施設の有効活用」
3	児童センター	「卓球ひろば」など小学生以上が自由に参加できる事業を実施。また、夏休みには小学生専用の自習室を設置し、自由に学習ができる環境を整え、児童センターが身近に利用できる機会を増やした。まだまだ登録参加型事業が主となっているので、もっと多くの子どもたちが来館できるよう、自由参加型事業の企画が必要である。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、「児童館における子どもの居場所づくり」
4	環境課	あしや温泉は待合室が狭く、入浴しない子どもの居場所として提供できるスペースはなく、入浴後に遊んだり、絵本を読んだりして長居してもらおうスペースはないが、若い世代の利用を促進するために、様々な季節イベントなどを指定管理者が自主事業として実施している。平成28年度は新たな指定管理者の募集があり、子どもの居場所づくりという視点に限定した審査基準はないが、「地域コミュニティへの発展の寄与」や「利用促進」については審査項目に含めており、子どもも含め若い世代に多く利用してもらえるよう努める。
	実施事業	「公共施設の有効活用」
5	福祉センター	市の事業実施時や貸室時以外に、子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。今後は他事業に支障のない範囲で開放事業を実施していく。
	実施事業	「公共施設の有効活用」
6	子育て推進課	周知方法の工夫や申込み方法の見直しによる参加者の増加に努め、体験保育の実施回数を増やすなど、保育所が地域における子育て支援の拠点となるよう、園庭開放や体験保育の内容を充実させて実施した(プール開放、給食の試食会や身体測定など)。今後は地域に根差した拠点として、気軽に子育ての相談をしてもらえるような事業を実施していく必要がある。
	実施事業	「地域における子育て支援活動」
7	子育て推進課 (こども担当)	子育て支援センターとともに、「なかよしひろば」など市内の公共施設を利用した親子で集う事業が、地域の子育て支援の場として充実し、参加者が増えている。今後、他機関が行っている事業と連携し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。今まで子育て支援の場がなかった南芦屋浜地区に親子のつどいの場ができたことは有意義であり、また、2~4歳の子どもが「あそぼう会」で元気いっぱい走り回ることができ、毎回満員になるほど人気が高く、施設を活用した子どもの居場所づくりの推進が図れた。
	実施事業	「地域における子育て支援活動」、「公共施設の有効活用」
8	子育て推進課 (新制度推進担当)	広報臨時号や子育て情報誌「はぐくみ」において、親子が集える公共施設や事業、子どもの遊び場を紹介し、周知を図った。今後は、これまでの取組に加え、保護者に最新の情報を適宜発信できるよう、アプリの活用など紙媒体以外の周知方法の充実を努める。
	実施事業	「公共施設の有効活用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	公園緑地課	公園施設が安全・安心に利用できるよう、樹木及び遊具等の適正な維持管理を行った。今後は公園での適切な遊び方について子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう啓発の仕方を工夫する。
	実施事業	「公共施設の有効活用」
10	管理課	芦屋市立学校使用条例に基づき、継続して利用料金の減額、免除を実施した。今後も継続して学校園の利用管理を実施する。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」
11	学校教育課	各幼稚園において、地域に施設を開放し、安心して遊んだり、保護者交流ができる場の提供をしてきた。3歳児親子ひろば、未就園児交流会、園庭開放などを実施し、子育て相談にも応じてきた。また、子育てセンターが施設を利用し、自主グループ活動、なかよし広場、子育て支援拠点事業を実施している。今後は、より地域の子育て世代が利用しやすいように開催日や時間等を考えていく。
	実施事業	「地域における子育て支援活動」
12	打出教育文化センター	子育て推進課(あい・あいる一む月1回3割減免)図書館こどもおはなしの会(土曜・月1回無料)茶室での幼稚園児の茶道体験貸室無料。日本庭園を小槌幼稚園の保育時間に開放。小学校3年生の「市内めぐり」に館内の無料開放、職員が案内。近隣の保育所の園児が日本庭園の鯉をよく見に来る。希望者は日本庭園の見学可。打出小槌町、楠町の集会所のため、両自治会利用は無料。教職員研修施設で、図書館併設のため、自由に走り回ったりはできない。公共施設を利用する時のマナーを学ぶ場になってほしい。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、「公共施設の有効活用」
13	生涯学習課	芦屋市の全小学校で組織されるようになってから既に30年の歴史をもつ9つのコミュニティ・スクールは、子どもが平日・土日を問わず活動するスポーツ及び文化活動を行うクラブがあり、また、放課後子どもプラン事業は平日及び土曜日に行われ、曜日の切れ目なく、学校施設を利用できている。放課後子どもプラン事業は各校ごとに特長ある活動を行い、子どもたちに多彩な居場所を提供できているが、27年度にキッズスクエア事業が導入されるなど、同じ場所を使用する事業が競合し、市民に分かりやすく、説明する作業が今後の課題である。 美術博物館では、アートスタディプログラム「びはくルーム」などでワークショップを開催し、参加を得ている。今後の課題としては、市内の子どもに一人でも多く、美術博物館に来てもらう方法を検討し、仕掛けづくりを行う必要がある。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、「放課後子供教室」、「コミュニティ・スクールへの支援」 「文化施設における子どもの居場所づくり」
14	スポーツ推進課	平成27年度の体育館・青少年センターの改修に合わせて、幼児スペースをキッズスペースとして整備し、公共施設の有効活用を行い、未就学の子どもの居場所づくりの充実を図った。 また、青少年が自主活動を行なうために会議室等を利用する場合は、利用料を免除している。 今後も継続して、利用料の減額・免除を行うとともに、キッズスペースの周知を行い、施設の有効活用に努める。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、「公共施設の有効活用」
15	青少年育成課	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、放課後、校庭及び校舎内を一時利用することにより児童の居場所を提供していく事業「あしやキッズスクエア」を開始した。平成27年度登録者数(精道小学校377人、山手小学校281人、潮見小学校214人) 平成28年度からは宮川・朝日ヶ丘・浜風小学校においても同事業を開始。平成29年度には岩園・打出浜小学校で開始予定。
	実施事業	「放課後子供教室」
16	市民センター	27年度は、事業委託により子ども教室・親子教室を実施し、子ども同士が自主的に活動・学習できる場を提供した。28年度も前年度に引き続き、事業委託により子ども教室・親子教室等を実施していく。
	実施事業	「文化施設における子どもの居場所づくり」
17	図書館	「人形劇の会」「折り紙教室」「小学生の本の部屋」など、幼児・小学生対象の事業を実施するとともに、図書館ボランティアと連携し、「芦屋市放課後子どもプラン事業」の運営に協力した。 今後、より多くの子どもたちに図書館という場を活用してもらうための取り組みについて、検討していく必要がある。
	実施事業	「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。 子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	社会福祉課	ホームページに公共施設等における最新のバリアフリー情報及び赤ちゃんを連れての外出に役立つおむつ交換等の設備についての情報を掲載している。 今後も情報発信において、福祉のまちづくりを進めていく。
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」
2	子育て推進課	保育所では、火災・地震・津波・不審者等を想定して、毎月、災害訓練を実施した。消防・警察等関係機関とも連携を取り、保育所で話をしてもらい、訓練を実際に行うことでより意識を高めていくようにした。地域の方とも一緒に防災訓練を行った。今後も、あらゆる災害を想定しながら、命の大切さを知らせていく。
	実施事業	「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
3	建設総務課	子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行っている。また芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保に努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」、「交通安全の意識向上」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」
4	道路課	交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。また、路面のカラー化の取り組みにより、車両運転者への注意喚起ができるとともに子どもの交通安全への意識向上が図られている。 自転車に係る事故の割合が増加傾向にあり、自転車通行空間の整備が課題となっているため、今後は自転車ネットワーク計画を作成し、整備路線を定めて対策を検討する。
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」
5	公園緑地課	公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修及び樹木の剪定等維持管理を実施しているが、今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」
6	防災安全課	昨年度の出前講座は1回の実施に留まった。防犯についての意識を高めるためには、防犯教室などの地域に直接啓発できる場をより多く設定することが重要である。また、子どもの防犯・防災・危機管理能力を養うためには、講義を行う者が研修等に積極的に参加し見識を深め、受講者の認識と理解を得て、その後誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくりに関心を持ってもらう必要がある。 今後は子どもに対する体験型の防犯教室など、防犯に対する啓発を繰り返し実施すると同時に、今まで実施してきた関係機関との連携・協力の強化により、地域でも子どもを守れる街を目指す。
	実施事業	「地域主体の防犯活動」、「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 「あしや防災ネットの運用」、「安全パトロールの実施」
7	建築課	公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子ども等が安全・安心に利用できるようユニバーサルデザイン化等の充実を図った。子育て支援施設については、施設の規模等を考慮し、今後の改修計画に合わせて整備を行う。
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」
8	救急課	子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対応ができるように、中高生・保護者・教職員等を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行い、万一の事態に備える体制を整える。 受講申し込みでの実施が基本となるため、保護者、教職員等の関係機関と連携調整し、各種講習会の回数を増やし受講者人数を増やし応急救護体制を整える。 27年度は普通救命講習19回、応急手当講習26回実施
	実施事業	「救急法の学習」
9	学校教育課	山手中学校区の山手小学校、岩園小学校、朝日ヶ丘小学校の通学路点検を、学校関係者、PTA、愛護委員、自治会、まちづくり防犯グループ等の地域の方と、芦屋警察、行政関係者で5月に実施した。7月に報告会を開き、改善要望箇所についての対応策を各担当部署から報告し、意見交換をおこなった。次年度は、潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校で通学路点検を行う。
	実施事業	「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 「教育・保育施設における危機管理体制の強化」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
10	青少年愛護センター	青色回転灯付パトロール車での下校時の見守り活動(週2回)や小学校区を中心とした愛護委員による巡視活動を継続して行った。また、研修を通じてスマートフォンやインターネットを利用する上での子どもを取り巻く様々な危険性について、啓発した。今後も活動を継続して、子ども達が安全で安心して暮らせる取り組みを行っていく。
	実施事業	「地域主体の防犯活動」、「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性 障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。 また、日本語指導や生活面等で特段の配慮が必要な子どもやその保護者への支援についても、それぞれの課題に応じて取り組みます。			

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	障害福祉課	障がい児機能訓練事業の利用者数は増加しており、事業を通して、個々の特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、より安定した生活が送れるよう支援している。また、療育支援相談において、健康課、医師、障害福祉課、障がい者相談支援事業、訓練士、子育て推進課、学校教育課等が参加することで相互に連携を図り、適切なタイミングで支援が得られるよう取り組んでいる。 窓口で療育手帳の交付時にサポートファイルの紹介・配布を行い、また保健福祉フェアにおいてサポートファイルのブースを設け、ファイルの記載の仕方や利用者からの相談を受ける等普及啓発に取り組んだ。今後は、配布数の増加及び積極的な活用に向けて関係機関との連携に努める。
	実施事業	「療育支援相談事業」、「障がい児機能訓練事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
2	子育て推進課	統合保育については、年間2回研修会を実施しており、今後も継続する。療育支援については、支援を必要とする保育所入所児の状況を共有し、日々の保育に活かせるよう関係機関で構成する療育支援相談に参加した。また、サポートファイルの配布を通じて、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう支援を実施しており、今後も引き続き必要な支援を行う必要がある。
	実施事業	「統合保育 特別支援教育」、「療育支援相談事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
3	子育て推進課(こども担当)	すくすく学級の運営と障がい児通所支援事業を行った。療育支援相談の会議に出席するなど、他課と情報交換をし必要な支援を行った。サポートファイルについては、すくすく学級と障がい児通所支援の申請者に子育て推進課窓口で配布した。今後も引き続き、保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの必要な支援を行う必要がある。
	実施事業	「早期療育訓練の実施」、「療育支援相談事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
4	健康課	毎月関係機関で構成する療育支援相談に継続して参加した。今後も障害福祉課・子育て推進課などと協力して、就学前のお子さんと保護者への細やかなフォローを継続していく。サポートファイルについては、必要としている方でお持ちでない方にはお渡しし、活用の仕方に困っているようであれば、有効な活用方法について一緒に検討するなど、丁寧な対応に努めている。
	実施事業	「療育支援相談事業」、「サポートファイルの普及・啓発」
5	市立芦屋病院	医療型短期入所サービスは、昨年度の活用実績がなかったが、障がいのある子どもとその保護者への支援として次年度も引き続き実施する。
	実施事業	「医療型短期入所の実施」
6	学校教育課	支援が必要な幼児児童生徒については、特別支援教育センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師等の専門職からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導ボランティアを配置し、日本語指導や学習支援を行うとともに、他の学校においても効果的な指導ができるように、協議会を持ち、個々に応じた支援のあり方の研究を行った。今後も、個々の課題に応じた支援が継続してできるよう取組を進めていく。
	実施事業	「統合保育 特別支援教育」、「特別支援教育センターの相談」、「療育支援相談事業」 「サポートファイルの普及・啓発」、「日本語指導支援ボランティア」 「市立学校における帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	<p>仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。</p>		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)		
1 男女共同参画推進課	<p>子育てに積極的に関わる父親「イクメン」や母親・家族の子育てを応援する目的で企画された市民企画講座「今日からイクメン」を実施決定、開催(全5回)したり、兵庫県と共催で女性のための働き方セミナーを開催したほか、男女共同参画センター通信ウィザス84号(H28.3発行)では、特集を「父親とPTA」とするなど、働き方の見直しにつながる講座やワーク・ライフ・バランスについての啓発を行った。</p> <p>今後も男性の子育て支援や働き方の見直しにつながる講座・事業を実施し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発に努める。</p>		
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」、「多様な働き方の啓発」		
2 経済課	<p>厚生労働省が作成したポスター掲示、チラシ配架を行っているが、事業者向け研修等の機会をとらえ、芦屋市商工会と協働して雇用者の啓発に取り組んでいく。また就労支援の際に、多様な働き方を提示していく。</p>		
実施事業	「多様な働き方の啓発」		
3 子育て推進課	<p>父親の育児参加ニーズに対応するため、行事を土曜日に設定したり、平日は少人数でも父親が参加しやすい環境を作って事業を実施した。今後も引き続き実施していく。</p> <p>延長保育事業は、全施設で実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。今後も仕事と子育ての両立を図るために、ニーズに対応できるよう新設園を含め市内全施設で実施していく。</p> <p>病児保育事業は、これまでの周知等により利用しやすいものとなってきているため、今後は、利便性を考慮して受入れ箇所数を増やし、さらなる提供体制の確保に努めることで、子育て社会のセーフティネットとしての役割を継続していく。</p>		
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」、「時間外保育事業」、「病児保育事業」		
4 子育て推進課 (こども担当)	<p>地域子育て支援拠点事業として、土曜日の「むくむく」で男性の参加者が増えている。また、子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施した。継続的に育児参加していただけるよう、日頃の事業から声掛けを行い、参加しやすい環境を作っていく。</p>		
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」		
5 健康課	<p>妊婦の夫も参加しやすいよう、プレおや教室の開催日を土曜日としている。</p> <p>また、妊婦に交付する母子健康手帳も、「パパ力」の記載のあるものを交付し、父親の子育てに対する積極的な参加を促していく。</p>		
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」		
6 学校教育課	<p>土曜参観日を中心に、父親が子どもと一緒に遊ぶ機会をもった。また、「メンズデイ」として父親、祖父などの男性が幼稚園行事に参加し、いろいろな子どもと関わったり、行事運営を手伝ったりした幼稚園もある。今後も父親等の力が発揮できる場の提供を工夫し、子育てを楽しむことにつながるよう取り組んでいく。</p>		
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」		
7 青少年育成課	<p>保護者が昼間就労等で不在となり、必要な保育を受けられない小学校1年生から3年生を対象に、遊びや集団生活の場を提供してきた。</p> <p>また、児童福祉法の改正に伴う対象年齢の拡大により、平成28年度は入会児童の対象を1年生から4年生までとする。</p>		
実施事業	「放課後児童健全育成事業」		

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	<p>女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実が必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。</p> <p>また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、新たに利用者支援事業を実施し、適切な助言を行います。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	経済課	厚生労働省が作成したポスター掲示、チラシ配架を行っているが、事業者向け研修等の機会をとらえ、芦屋市商工会と協働して雇用者の啓発に取り組んでいく。また西宮地区雇用対策協議会等での事例を参考に芦屋市商工会と情報交換していく。
	実施事業	「育児休業制度等の普及促進」、「再雇用制度の普及促進」
2	子育て推進課	子育て推進課入所係に保育コンシェルジュとして公立保育所で勤務経験のある保育士を配置し、子育てに関する相談を受け、保育所等の利用だけに限らず、相談者の状況に応じた情報提供(一時預かり、幼稚園、認可外保育施設の紹介等)を行った。今後も施設の情報収集を行い、子育て支援の充実に努める。
	実施事業	「利用者支援事業」

第4章 重点事業と評価基準

(1) 評価基準

平成31年度目標に対する年度ごとの進捗状況を確認し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。

A評価…平成31年度目標を達成した場合

B評価…平成31年度目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合

C評価…平成31年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

(2) 重点事業一覧

No.	該当箇所	事業名	担当課	事業内容	指標	平成31年度目標
1	基本目標2 施策の方向1 事業No.4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	子育て推進課 学校教育課	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図る。	地域における就学前施設間の交流会開催	充実
2	基本目標2 施策の方向1 事業No.5	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上	子育て推進課 学校教育課	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。	就学前施設における合同研修会の参加者数	407人
3	基本目標3 施策の方向1 事業No.1	地域における子育て支援活動	学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。	公立の全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放実施回数	304回
4	基本目標3 施策の方向1 事業No.3	公共施設の有効活用	子育て推進課 (新制度推進担当)	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。	子どもが利用できる公共施設の周知	充実
5			公園緑地課		子育て世帯又は子ども自身の公園ニーズを把握し、その結果を踏まえた公園整備の実施	充実
6	基本目標3 施策の方向2 事業No.2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	防災安全課	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。	・子ども向けの防犯啓発リーフレット発行(新規) ・警察との連携による防犯講習会の実施(新規)	実施
7	基本目標3 施策の方向2 事業No.4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため、不法駐輪及び不法駐車をなくし、自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。	市内で起こる子どもの交通事故件数	14件

第4章 重点事業の実績と評価

No.	該当箇所	事業名	担当課	事業内容	指標
1	基本目標2 施策の方向1 事業No.4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	子育て推進課 学校教育課	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図る。	地域における就学前施設間の交流会開催
2	基本目標2 施策の方向1 事業No.5	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上	子育て推進課 学校教育課	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。	就学前施設における合同研修会の参加者数
3	基本目標3 施策の方向1 事業No.1	地域における子育て支援活動	学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。	公立の全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放実施回数
4	基本目標3 施策の方向1 事業No.3	公共施設の有効活用	子育て推進課 (新制度推進担当)	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。	子どもが利用できる公共施設の周知
5			公園緑地課		子育て世帯又は子ども自身の公園ニーズを把握し、その結果を踏まえた公園整備の実施
6	基本目標3 施策の方向2 事業No.2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	防災安全課	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。	・子ども向けの防犯啓発リーフレット発行(新規事業) ・警察との連携による防犯講習会の実施(新規事業)
7	基本目標3 施策の方向2 事業No.4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため、不法駐輪及び不法駐車をなくし、自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。	市内で起こる子どもの交通事故件数

平成27年度実績	評価	検証・分析
<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園・保育所間の交流: 70回 ・私立保育園との交流: 10回 ・小学校区内の公立幼稚園・保育所(園)との合同ミニ運動会を実施: 1回 	B	<p>新制度開始に伴い、今まで以上に就学前施設間の交流を図り、職員の意識も高くなっている。 今後は日頃の業務を通じて、私立園との更なる交流・連携が図れるように努める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>地域における公立の幼稚園と保育所の交流は進んできた。 今後、私立幼稚園、保育園との交流を進めていく必要がある。</p>
<p>【保育所開催分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体研修会: 1回 ・統合保育研修会: 2回 ・夏期研修: 11回 <p>延べ362人が参加</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【幼稚園開催分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育研修会: 1回 ・幼稚園教育研修会: 5回 ・教育委員会指定研究会: 8回 <p>延べ322人が参加</p>	A	<p>公立保育所を中心として、多くの保育士が研修会に参加した。 日々の保育の実践や講師を招いて実施する研修会等を継続して実施することで、保育の質の向上につながるため、今後も引き続き取組を進める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>平成27年度は公立幼稚園だけでなく、公立保育所も保育を公開し、資質向上に努めた。 今後も、参加者が増えるよう進めていく。</p>
<p>公立幼稚園で、未就園児交流会117回、3歳児親子ひろば36回、園庭開放154回開催した。 計307回の施設開放</p>	A	<p>幼稚園の地域への施設開放数は増加した。 今後も、3歳児親子ひろば、未就園児交流会、園庭開放、オープンスクールなど地域の子育て世代が足を運びやすい開放の仕方や地域への周知に努め、それぞれの取組への参加者数を評価の一つとし、内容の充実を図る。</p>
<p>広報臨時号(4月15日号)及び、年間2回発行している子育て情報誌「はぐくみ」において、子どもの居場所の周知を実施</p>	C	<p>臨時号や情報誌といった紙媒体を中心に子どもの居場所の周知に努めたが、紙媒体での周知は、最新情報の提供という面で課題がある。 今後はこれまでの取組に加え、保護者に最新の情報を適宜発信できるよう、ホームページ等、紙媒体以外の充実に努める。</p>
<p>樹木の繁茂による公園内の死角をなくすこと及び遊具を維持管理することについて、職員による点検や利用者から寄せられる要望に基づく適正な維持管理を実施した。</p>	B	<p>子どもが安全・安心に利用できるよう、今後、公園を子どもにとってより居心地の良い場所とするため、寄せられる要望だけでなく、ニーズ把握のためのアンケート調査等を実施し、公園整備に反映する。</p>
<p>兵庫県警内にて行われた、防犯講習内容を基に、地域の出前講座にて子供が受ける危険な犯罪から身を守る方法を啓発した。 出前講座: 1件(6月末)</p>	C	<p>地域住民と協力し、小学校通学路を主として、犯罪抑制、安全・安心な見守りを目的とする防犯カメラについて設置をしていく計画が進められた。 指標にある内容については、未実施であるため、今後所管する『建設総務課』へ引き継ぎ、そちらで協議を進めていく。</p>
<p>子どもの交通事故件数: 15件 (平成26年度実績: 25件) 交通事故を減らす取組 交通安全教室の開催(幼稚園18回、保育所14回、小学校14回)</p>	B	<p>子どもの事故件数は減少しており、一定の効果がみられる。 今後も継続し啓発を行うことが重要である。</p>

第5章部分

1. 教育・保育

第5章「教育・保育」の部分では、子育て世帯がそれぞれ希望する就学前施設を利用できるよう、計画通りに教育・保育体制を確保できているかどうかを評価しました。

また、市全域だけでなく、中学校区ごと(山手, 精道, 潮見の3圏域)でも評価を行いました。

第5章 教育・保育の評価基準

第5章「教育・保育」の部分では、「実績値(提供できた量)」と年度ごとに設定された「提供量(計画上の数値)^{※1}」及び「ニーズ量の見込み^{※2}」をそれぞれ比較し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。

ただし、毎年の教育・保育施設の利用希望や入所待ち児童の状況を確認し、PDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行っていきます。

※1 提供量(計画上の数値): 計画に記載している目標値

※2 ニーズ量の見込み: 市民アンケートを基に算出された数値

【評価基準表】

評価／解説	実績値(提供できた量)が次の数値以上か	
	提供量(計画上の数値)	ニーズ量の見込み
A評価 実績値が、提供量及び ニーズ量の見込み以上	○	○
B評価 実績値が、提供量又は ニーズ量の見込みのいずれか以上	○	×
	×	○
C評価 実績値が、提供量及び ニーズ量の見込みを下回る	×	×

【表中の記号説明】 ○…達成 ×…未達成

【評価例】

ニーズ量の見込み (a)	455 人
提供量 (b)	153 人
実績値 (c)	153 人
実績値とニーズの比較 (c) - (a)	-302 人
実績値と提供量の比較 (c) - (b)	0 人
評価	B

表中の網掛けの数字がプラスの値になっているかどうかで、評価が確認できます。
プラス値は達成、マイナス値は未達成を意味します。

← マイナス値なので未達成 ×

← プラス値なので 達成 ○

← 上記基準表にあてはめ、×と○でB評価

教育・保育の提供体制の確保の実績と評価

(実績値は平成27年度末時点)

市全域	平成27年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計	2,559人				759人	1,604人
ニーズ量の見込み (a)	455人	1,066人	203人	625人	111人	633人
提供量 (b)	153人	1,952人	698人		97人	416人
実績値 (c)	153人	1,977人	665人		111人	407人
実績値とニーズの比較 (c) - (a)	-302人	911人	-163人		0人	-226人
実績値と提供量の比較 (c) - (b)	0人	25人	-33人		14人	-9人
評価	B	A	C		A	C
検証・分析	3号認定の1・2歳部分は、小規模保育事業所を整備する際、当初の計画よりわずかに定員を下回る実績となり、C評価。一方で0歳部分は、当初の計画を上回る実績があり、A評価。					

(実績値は平成27年度末時点)

山手圏域	平成27年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計	1,131人				336人	716人
ニーズ量の見込み (a)	203人	529人	87人	177人	41人	225人
提供量 (b)	128人	772人	214人		33人	132人
実績値 (c)	128人	772人	178人		42人	135人
実績値とニーズの比較 (c) - (a)	-75人	243人	-86人		1人	-90人
実績値と提供量の比較 (c) - (b)	0人	0人	-36人		9人	3人
評価	B	A	C		A	B
検証・分析	2号認定部分は、定員拡充を予定していた園があったものの、時期が平成27年度中ではなく平成28年度当初にずれため当初の計画を下回る結果となり、C評価。					

(実績値は平成 27 年度末時点)

精道圏域	平成 27 年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計	968人				291人	613人
ニーズ量の見込み (a)	150人	363人	86人	324人	45人	289人
提供量 (b)	25人	830人	306人		49人	218人
実績値 (c)	25人	820人	309人		57人	222人
実績値とニーズの比較 (c) - (a)	-125人	457人	-101人		12人	-67人
実績値と提供量の比較 (c) - (b)	0人	-10人	3人		8人	4人
評価	B	B	B		A	B
検証・分析	1号認定の4歳以上部分は、ある園での4歳以上の定員について、当初の計画を下回る定員を設定することとなったことから、B評価。					

(実績値は平成 27 年度末時点)

潮見圏域	平成 27 年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計	460人				132人	275人
ニーズ量の見込み (a)	90人	185人	34人	110人	20人	114人
提供量 (b)	—	350人	178人		15人	66人
実績値 (c)	0人	385人	178人		12人	50人
実績値とニーズの比較 (c) - (a)	-90人	200人	34人		-8人	-64人
実績値と提供量の比較 (c) - (b)	0人	35人	0人		-3人	-16人
評価	B	A	A		C	C
検証・分析	3号認定部分は、公募したものの潮見圏域での小規模保育事業所の応募がなかったことから、整備事案がなく計画未達成で、C評価。					

第5章部分

2. 地域子ども・子育て支援事業

第5章「地域子ども・子育て支援事業」の部分では、国が示している子ども・子育て家庭等を対象に実施する14の事業において、実績報告と事業評価を行いました。

第5章 地域子ども・子育て支援事業と評価基準

第5章「地域子ども・子育て支援事業」の部分では、「実績値(実際の提供量)」と年度ごとに設定された「提供量(確保方策)※」及び「実際のニーズ量」をそれぞれ比較し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。

ただし、毎年各事業の状況を確認し、PDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行います。

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

(1) 評価基準

【評価基準表】

A評価…各年度の目標を達成した場合
B評価…各年度の目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合
C評価…各年度の目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

【評価例】

提供量 (確保方策)	実際のニーズ量	実績値(実際の提供量)	評価	
642 人	650 人 (提供量を上回る)	<div style="text-align: center;">650 人</div> (提供量 642 人を満たした ○ 実際のニーズ量 650 人を満たした ○)	実績値が提供量及び実際のニーズ量を満たしている	A
		<div style="text-align: center;">645 人</div> (提供量 642 人を満たした ○ 実際のニーズ量 650 人を満たさなかった ×)	実績値が提供量を満たしているが、実際のニーズ量を満たしていない	B
		<div style="text-align: center;">630 人</div> (提供量 642 人を満たさなかった × 実際のニーズ量 650 人を満たさなかった ×)	実績値が提供量及び実際のニーズ量を満たしていない	C
	630 人 (提供量を下回る)	<div style="text-align: center;">650 人</div> (提供量 642 人を満たした ○ 実際のニーズ量 630 人を満たした ○)	実績値が提供量も実際のニーズ量も満たしている	A
		<div style="text-align: center;">635 人</div> (提供量 642 人を満たさなかった × 実際のニーズ量 630 人を満たした ○)	実績値が実際のニーズ量を満たしているが、提供量を満たしていない	B
		<div style="text-align: center;">620 人</div> (提供量 642 人を満たさなかった × 実際のニーズ量 630 人を満たさなかった ×)	実績値が提供量も実際のニーズ量も満たしていない	C

【表中の記号説明】 ○…達成 ×…未達成

(2) 地域子ども・子育て支援事業一覧

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	平成27年度 提供量(確保方策)※
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て推進課	通常保育の利用者に対し、通常 の保育時間を超えて延長して保 育を行う。	利用人数	642 人
2	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、 家庭での保護を受けることができ ない小学生を対象に適切な遊び と生活の場を与えて健全育成を 図る。	利用 人数	低学年 479 人
					高学年 0 人
3	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産等の 理由で子どもの養育が一時的に 困難となる場合等に、児童福祉施 設において一定期間、養育及び 保護を行う。	実施か所数	12 か所
4	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業)	子育て推進課 (こども担当)	子育て支援サービス等に関する 情報提供、相談及び助言等、子 育ての総合窓口を設置するととも に、子育て中の親子が気軽に遊 べる場(「むくむく」「ぷくぷく」「も こもこ」)を提供する。	実施か所数	1 か所
5	幼稚園における一時預 かり事業	管理課	園児の心身の健全な発達を図る とともに、保護者の子育てを支 援するため、幼稚園において在園 児を対象として教育時間後等に保 育を行う。	利用 人数	3歳 12,503 人
					4, 5歳 46,487 人
6	保育所・ファミリー・ サポート・センター等 における一時預かり事業	子育て推進課	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚 葬祭等の緊急かつ一時的な理由 で家庭での保育が困難となる場 合に保育所で預かり保育を行っ たり、ファミリー・サポート・セン ター事業により子どもを預かる。	利用 人数	保育所 11,647 人
					ファミサポ 15,974 人
7	病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	子育て推進課	病気や病気回復期の子どもで、 保護者の就労等の理由で、保護 者が保育できない際に、保育施設 で子どもを預かる。	実施か所数	1 か所

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	平成27年度 提供量(確保方策)※
8	子育て援助活動支援事業 (小学生)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事, 疾病, 出産, 冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に, 育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的, 臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動を行う。	利用人数	15,706 人
9	利用者支援事業	子育て推進課	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が, 地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり, 子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い, 市民(利用者)が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。	実施か所数	1 か所
10	妊婦健康診査 (妊婦健康診査費助成事業)	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため, 妊婦健康診査費の助成を行う。	利用人数	796 人
11	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し, 子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数	759 件
12	養育支援訪問事業 (育児支援家庭訪問事業)	子育て推進課 (こども担当)	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず, 積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で, 支援が必要と認めた家庭に対し, 保健師, 助産師, ホームヘルパー等を派遣して育児指導, 育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	利用人数	7 人
13	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	子育て推進課 管理課	実費徴収または上乘せ徴収された日用品・文房具等必要な物品購入に要する費用, 行事参加に要する費用等の低所得者の負担軽減を図る。	利用人数	84 人
14	多様な主体が本制度に 参入することを促進す るための事業	子育て推進課	新規事業者が事業を円滑に運営していけるよう, 支援・相談・助言等を行う。	充実	充実

第5章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)※
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て推進課	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。	利用人数	642人
2	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることのできない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。	利用人数	低学年 479人
					高学年 0人
3	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。	実施か所数	12か所
4	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業)	子育て推進課 (こども担当)	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場(「むくむく」「ぷくぷく」「もこもこ」)を提供する。	実施か所数	1か所
5	幼稚園における一時預かり事業	管理課	園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、幼稚園において在園児を対象として教育時間後等に保育を行う。	利用人数	3歳 12,503人
					4, 5歳 46,487人

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	平成27年度実績	評価	検証・分析
486人	486人 × 提供量 ◎実際のニーズ	延長保育事業実施園 21園 (公立保育所6園, 私立保育園10園, 小規模保育事業所4園, 認定こども園1園) 利用者延べ人数:4,927人	B	全施設で延長保育事業を実施しており, 希望者のニーズに応えた。 今後も, 新設園を含め市内全施設で実施することで, ニーズ量に合う提供体制の確保に努める。
479人	479人 ◎ 提供量 ◎実際のニーズ	市内公立小学校8校で実施 放課後児童支援員認定資格研修 受講者:0人	A	希望者全員が利用できた。 今後できる限り希望者が利用できるよう実施していく必要がある。
—	—	高学年の受入れは27年度未実施であったため, 今回は評価の対象外とする。	—	平成28年度から4年生も対象となるため, 状況をみながら対応を考えていく。
—	12か所 ◎ 提供量	利用実績:4か所 利用者延べ人数:21人	A	今後も利用しやすいように契約施設と連携を図っていく。
—	1か所 ◎ 提供量	利用者延べ人数:29,247人 (月間延べ人数:2,437人) ※出張ひろば2か所の利用者を含む	A	子育て支援の拠点として, 多くの方に利用された。 今後, より住み慣れた地域に近い場所に対応できるよう, 出張ひろばを含め設置について検討していく。
4,286人	4,286人 × 提供量 ◎実際のニーズ	私立幼稚園(市外含む)の17園で, 預かり保育を実施		市内在住の子どもが通う私立幼稚園(市外含む)に照会し集計した結果, 園によって若干の調整が必要な場合があるものの, ほぼ希望通り一時預かり事業を利用できている。
29,569人	29,569人 × 提供量 ◎実際のニーズ	公立幼稚園全8園及び私立幼稚園(市外含む)17園において, 預かり保育を実施 年間利用者延べ人数(内訳) 公立幼稚園 21,904人 私立幼稚園 7,665人	B	全公立幼稚園平均で1日あたり12.3人の利用があり, 平成26年度の11.5人を上回る利用があった。 今後も保護者のニーズに対応できるよう提供体制を確保する。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標		提供量 (確保方策)
6	保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	子育て推進課	保護者の仕事, 疾病, 出産, 冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で預かり保育を行ったり, ファミリー・サポート・センター事業により子どもを預かる。	利用人数	保	11,647人
					ファ	15,974人
					合計	27,621人
7	病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	子育て推進課	病気や病気回復期の子どもで, 保護者の就労等の理由で, 保護者が保育できない際に, 保育施設で子どもを預かる。	実施か所数		1か所
8	子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事, 疾病, 出産, 冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に, 育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的, 臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動を行う。	利用人数		15,706人
9	利用者支援事業	子育て推進課	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が, 地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり, 子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い, 市民(利用者)が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。	実施か所数		1か所
10	妊婦健康診査 (妊婦健康診査費助成事業)	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため, 妊婦健康診査費の助成を行う。	利用人数	※()内の人数は, 前年度交付者が2か年度に亘り受診した場合を含めた数字	796人 ^{※1} (1,352人)

※1 No.10「妊婦健康診査(妊婦健康診査費助成事業)」は, もともと計画書において確保すべき「提供量(確保方策)」を設定していないため,

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	平成27年度実績	評価	検証・分析
4,072人	× 提供量 × 実際のニーズ	私立保育園6園で実施 (さくら保育園, 芦屋こぼと保育園, 浜風夢保育園, 山手夢保育園, 夢咲保育園, 茶屋保育園) 待機者数: 23人(27年度末)	C	保育所における一時預かり事業について, 年々利用希望者は減少しているが, 一定のニーズがあるため, 今後も継続的に取り組む。
5,437人	× 提供量 ◎ 実際のニーズ	依頼会員: 791人 協力会員: 258人 両方会員: 82人 合計: 1,131人	B	依頼には対応できているが, 依頼会員が多数いるのに対して協力会員が少ないため, 今後も協力会員の増加に取り組む。
9,509人	× 提供量 × 実際のニーズ	私立保育園と, ファミリー・サポート・センター利用における一時預かり事業の利用者数 合計: 9,486人	C	実際のニーズは計画上のニーズほど多くなかったものの, 希望者全員のニーズは満たすことができなかった。 今後も引き続き提供体制の確保が必要である。
—	◎ 提供量	市立芦屋病院施設内で実施 利用者延べ人数: 185人 【内訳】 病児: 182人(就学前176人, それ以外6人) 病後児: 3人(就学前1人, それ以外2人) 就学前利用者 延べ177人 小学生利用者 延べ8人	A	平成27年度実績で, 185名の利用があり, 一定の周知がされ, 利用しやすい制度となってきた。 今後は, 利便性を考慮したうえで受入れ箇所を増やし, 提供体制のさらなる確保に努める。
759人	× 提供量 ◎ 実際のニーズ	依頼会員: 791人 協力会員: 258人 両方会員: 82人 合計: 1,131人	B	依頼には対応できているが, 実際のニーズ量が計画のニーズ量を下回っているため, 更に制度の周知を行う必要がある。
—	◎ 提供量	市役所内で実施 公立保育所で勤務経験のある保育士資格を持つ職員が子育てに関する相談を聞き, 保育所等の利用だけに限らず, 相談者の状況に応じた情報提供(一時預かり, 幼稚園, 認可外保育施設等)を行った。	A	施設の訪問や情報の収集に努め, より質の高い子育て支援サービスを提供できるようにする。
—	× 提供量 (1,052人)	・妊娠届出数は740人 ・受診券利用人数は1052人(償還払人数は227人(重複含む)) 妊娠届出時に上限5000円の妊婦健康診査費助成券を妊婦1人につき, 14枚配布。	C	目標に達していないのは, 妊娠届出者が796人に, 受診券の延べ利用者が1,352人にそれぞれ達していないからである。 還付請求が出産後1年以内が期限であるなど年度をまたぐ制度のため, 平成27年度に妊娠届出をされた方全員の請求状況の確認はできないが, 妊婦健康診査を受けずに出産された方は確認していない。 今後も母体, 胎児の健康確保のため, 制度の充実に努める。

提供量として「ニーズ量: 796人(1,352人)」と設定し評価します。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)
11	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数	759件 ^{※2}
12	養育支援訪問事業等 (育児支援家庭訪問事業)	子育て推進課 (こども担当)	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認めた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	利用人数	7人 ^{※3}
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子育て推進課 ----- 管理課	実費徴収または上乘せ徴収された日用品・文房具等必要な物品購入に要する費用、行事参加に要する費用等の低所得者の負担軽減を図る。	利用人数	84人 ^{※4}
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子育て推進課	新規事業者が事業を円滑に運営していけるよう、支援・相談・助言等を行う。	達成度	充実 ^{※5}

No.11～No.14は、もともと計画書において確保すべき「提供量(確保方策)」を設定していないため、下記のとおり設定し評価します。

※2 No.11「乳児家庭全戸訪問事業」は、提供量として「推計値:759件」とします。

※3 No.12「養育支援訪問事業等」については、提供量として「推計値:7人」とします。

※4 No.13「実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、提供量として「ニーズ量:88人」とします。

※5 No.14「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、数値目標の設定はないため「充実」とします。

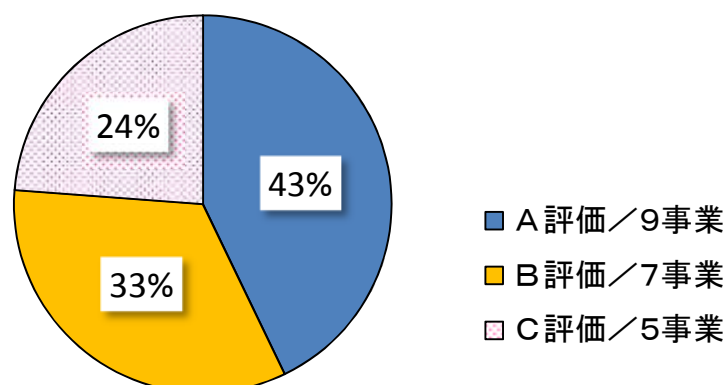
◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	平成27年度実績	評価	検証・分析
754件	698件 × 提供量 × 実際のニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・対象戸数 754件 ・訪問件数 698件(うち新生児訪問は17件) ・訪問率 92.6% <p>【訪問以外での把握の内訳】 他市で訪問(里帰り中)を受けた:25人 ／保健センターでの面談:6人／入院中:3人 ／訪問までに転出:8人／海外滞在中:4人 ／希望なし:2人／健診直前での転入で連絡つかず:8人</p>	C	<p>目標に達していないのは対象戸数そのものが759件に満たなかったからである。訪問率は例年とほぼ変わらず9割以上であり、養育環境等の把握は96.7%できている。 今後も訪問を通じて、虐待の防止に努める。</p>
0人	0人 × 提供量 ◎実際のニーズ	利用者数:0人	B	<p>結果的に利用者はいなかったが、ケース対応により、継続相談を行ったり、他制度の利用を促すなど、今後も対象家庭の把握に努める。</p>
88人	88人 ◎ 提供量 ◎実際のニーズ	<p>【保育所等】 対象者:5人 利用者延べ人数:55人</p> <hr/> <p>【公立幼稚園】 公立幼稚園に就園する生活保護世帯等に対して実施 対象者:2人 利用者延べ人数:33人 (内訳) 給食費16人 教材費17人</p>	A	<p>制度施行初年度であり、制度周知のため全保護者へ通知し、また各施設への掲示を行った結果、延べ88人からの申請があり、一定の効果があつた。 今後も制度の周知及び対象者の把握に努め、低所得者の負担軽減を図る。</p>
—	新規実施 (5か所) ◎ 提供量	<p>従来からのグループ型保育事業所への巡回(2か所)に加え、新たに小規模保育事業所(4か所)、認定こども園(1か所)の計7か所について69回、巡回訪問を実施。</p>	A	<p>新たに開園した事業所及び保育園の職員の協力のもと複数回にわたり巡回を行い、必要に応じて相談・助言等を行うことで、事業の円滑な実施を促進するとともに、連携の充実を図ることができた。 今後も対象施設への取組を継続する。</p>

基本目標別評価まとめ

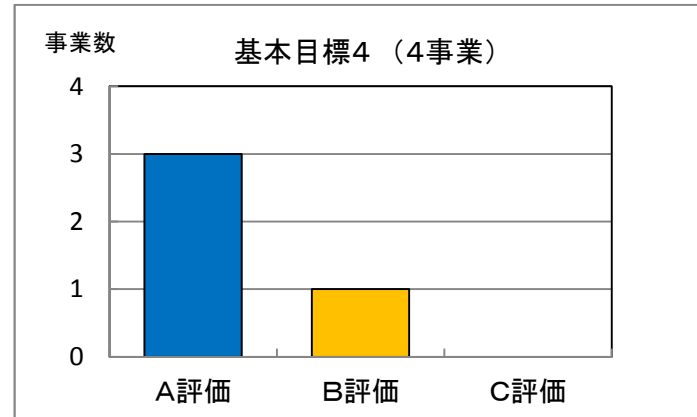
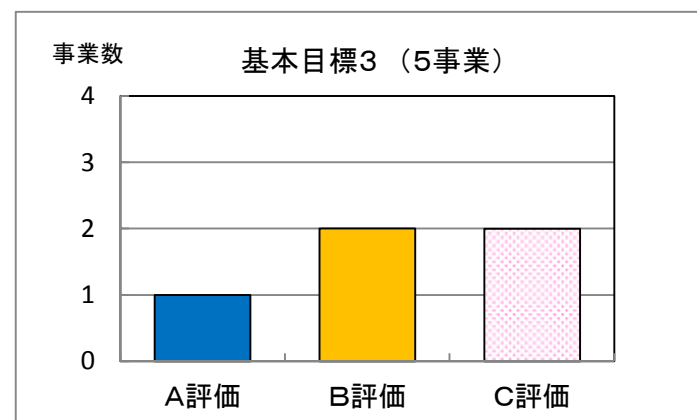
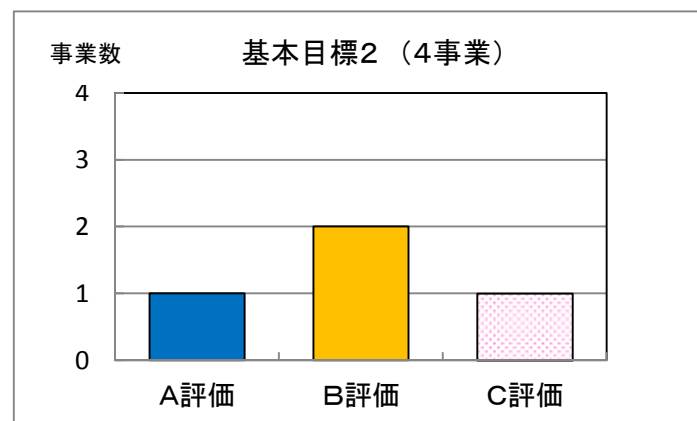
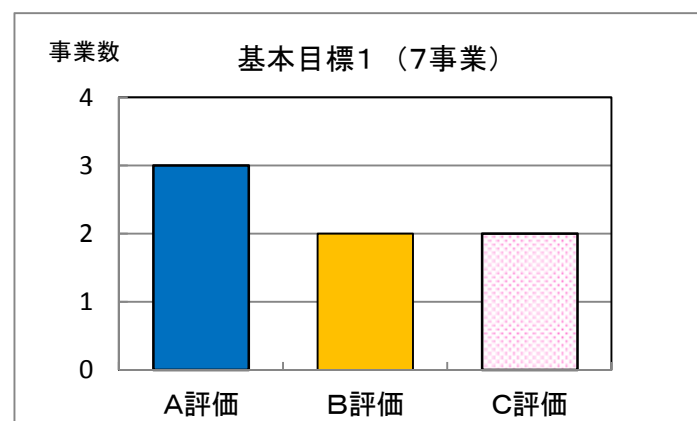
～第4章「重点事業」・第5章「地域子ども・子育て支援事業」～

評価の割合



評価対象は20事業ですが、第4章「重点事業」である『公共施設の有効活用』については、指標が2点あることから計21事業としてまとめました。

基本目標	事業No.	事業名	評価
基本目標1 家庭における 子育てへの支援	No.3	子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)	A
	No.4	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)	A
	No.8	子育て援助活動支援事業(小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	B
	No.10	妊婦健康診査(妊婦健康診査費助成事業)	C
	No.11	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	C
	No.12	養育支援訪問事業等(育児支援家庭訪問事業)	B
	No.13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	A
基本目標2 子どもの健やかな 発達を保障する 教育・保育の提供	重点No.1	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	B
	重点No.2	幼稚園教諭, 保育士の人材育成と資質の向上	A
	No.5	幼稚園における一時預かり事業	B
	No.6	保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	C
基本目標3 すべての子どもの 育ちを支える環境 の整備	重点No.3	地域における子育て支援活動	A
	重点No.4	公共施設の有効活用※1	C
	重点No.5	公共施設の有効活用※2	B
	重点No.6	犯罪等, 子どもを取り巻く様々な危険性についての教育, 啓発	C
	重点No.7	交通安全の意識向上	B
基本目標4 仕事と子育ての 両立の推進	No.1	時間外保育事業(延長保育事業)	B
	No.2※3	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)(低学年)	A
	No.7	病児保育事業(病児・病後児保育事業)	A
	No.9	利用者支援事業	A
—	No.14※4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	A



※1 子育て推進課(新制度推進担当) 所管分

※2 公園緑地課 所管分

※3 平成27年度は高学年の受入れが未実施であったため, 低学年のみ評価しています。

※4 基本目標1～4に属さないため, 右記の棒グラフには含めていません。

<編集・発行>

芦屋市こども・健康部子育て推進課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL:0797-38-2180

FAX:0797-38-2190